

帯電性を有する FRP 製品の使用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

帯電性を有する FRP 製品の使用に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 C 編附属書 C1.1.7-5.「繊維強化プラスチック（FRP）製品の使用に関する指針」1.2.1-2.において、危険場所に設置される FRP 製品は帯電性のないものとする旨規定されている。しかしながら、近傍に静電気又は磁力を帯びた物質が無い場合等、帯電する可能性が小さい場所や、静電気が帯電した場合であっても爆発等の要因が無い場所にあつては、帯電性を有する FRP 製品であっても安全性を損なうことは無いものと考えられる。

今般、安全性が損なわれることが無いと判断される場合には、帯電性を有する FRP 製品であっても、設置場所を制限することで使用を認めることができるよう関連規定を改めた。

改正内容

設置場所に応じて、帯電性を有する FRP 製品の使用を認める旨規定した。